**平成２４年（フ）第１０７０号**
大阪府富田林市富田林町17番35号　國枝武司方、開始決定時の住所大阪府羽曳野市古市５丁目９番９号
破産者　道田　勝人
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１２５６号**
千葉県市川市行徳駅前３丁目14番３号、開始決定時の住所堺市北区東雲東町３丁３番18号
破産者　白澤　　徹
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１３０４号**
堺市堺区田出井町１番２―2702号、開始時の住所堺市堺区田出井町１番３―3603号
破産者　横田　博臣
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第５２号**
大阪府羽曳野市野205番地の58
破産者　佐藤組こと　佐藤　数典
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第２９５号**
神戸市長田区六番町３丁目５番地、開始決定時の住所神戸市長田区前原町２丁目２番２号
破産者　川辺　　太
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１０５７号**
神戸市兵庫区荒田町１丁目19番１号
破産者　田井　英三
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７３号**
兵庫県西宮市田中町３―１　エイヴィスタワー1702号室、外国人登録原票上の住所大阪市西淀川区出来島２丁目７番14号
破産者　大原聡英こと　邵　　聡英
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第６４４号**
兵庫県尼崎市立花町４丁目８番15号ハイツ香松205号
破産者　納元　政子
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第７３１号**
兵庫県芦屋市浜芦屋町１番３―207号、前の住所兵庫県芦屋市浜芦屋町１番３―206号
破産者　河西　利治
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第４２号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目26番31号寿マンション203号
破産者　寄能ヒサミ
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２５８号**
兵庫県たつの市新宮町曽我井字北山809番79、住民票上の住所兵庫県姫路市東今宿３丁目９番１―1003号ライオンズマンション姫路東今宿
破産者　中津　惠子
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第４２６号**
兵庫県姫路市田寺７丁目５番56―308号セレスト姫路田寺
破産者　増田　雅也
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第５６３号**
兵庫県加古郡稲美町草谷197番地の５
破産者　西川　勝己
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第７４３号**
熊本県宇土市松山町4086番地
破産者　兼瀬　武志
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第８号**
熊本市中央区本荘６丁目17番15号
破産者　河野　和子
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第５４２号**
沖縄県糸満市西崎１丁目23番14号
破産者　幸地　　滿
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第５４３号**
沖縄県糸満市西崎１丁目23番14号
破産者　幸地　慶子
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第５５９号**
沖縄県那覇市泊１丁目６番地２　ライオンズマンション泊801
破産者　幸地　　健
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第４９２号**
新潟市西蒲区葉萱場294番地６
破産者　樋浦　文雄
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部